

情報公開制度の見直しに係る第6回千葉県情報公開審査会会議録

1 日 時 平成16年3月26日(金)午後1時30分から午後3時30分まで

2 場 所 千葉県庁本庁舎1階 多目的ホール

3 出席者

(1) 審査会委員

瀧上委員(委員長職務代理)、大友委員、佐野委員、福武委員、横山委員

(2) 県

永妻政策法務課課長、和田室長(情報公開・個人情報センター)、その他事務局職員

4 議題

(1) 諮問事項に対する討議

(2) その他

5 会議の概要

議長については、千葉県行政組織条例の規定により委員長職務代理者である瀧上委員が務めた。

会議録署名人に福武委員を指名した。

県民からの意見について

瀧上議長 県民の方からの意見については、前回の審査会以降に届いたものはあるか。

事務局 申入書として1件寄せられたものを本日配布してある。

報告事項について

瀧上議長 諮問事項第2の討議に入る前に、今までの審議の際に委員から資料要求があった情報公開関連で出された最高裁判決について報告願いたい。

配布資料「最高裁判所判決の概要」により事務局から報告した。

【意見等要旨】

瀧上議長 情報公開関連で他の自治体の事案に係る最高裁判決や注目すべき地方裁判所の判決があったときは、実施機関に判決の情報を提供しているのか。

事務局 本県の事案に係る判決や特に注目すべき判決が出た場合には伝達している。

瀧上議長 その場合、従来不開示であったものについて、判決に従い開示するよう改めているのか。

事務局 本県の旅行命令票に関する最高裁判決があったが、その後、旅行命令票に関する異議申立て案件や類似のもので同様の考え方で対処できるものについて判決に従っての見直しを求めている。

福武委員 実際に見直して異議申立てが取り下げになったものはあるのか。

事務局 今回の最高裁判決の関係では、異議申立人の協力を得て取下げをしてもらったものや異議申立てに対する決定をしたものがある。

瀧上議長 諮問事項第1の6「情報公開推進会議（仮称）の設置及びその権能等について」の討議の際に、委員から依頼のあった、他県における情報公開制度の運営等に係る組織の状況について事務局から報告願いたい。

配布資料「情報公開制度の運営等に係る組織について」により事務局から報告した。

【意見等要旨】

福武委員 千葉県では情報公開審査会を条例による附属機関として設置しており、また、情報公開推進委員会を知事の私的諮問機関として設置した。他県では、推進会議などはどういう形態で設置しているのか。

事務局 全て条例で設置されているようである。

福武委員 推進会議等を設置する条例を制定し、その条例で審査会と推進会議等の事務分担を決めているのか。

事務局 千葉県は、行政組織条例で審査会を位置付けているが、県によっては、情報公開条例で位置付けているところもある。推進会議等に関しては情報公開条例で位置付けているようである。両機関とも条例設置であるが、それぞれ担当事務を分けている。

福武委員 そうすると、他県における推進会議等は常設機関となっているのか。千葉県の情報公開推進委員会は私的諮問機関だから提言したことにより終わったということなのか。

事務局 他県では常設の機関として置かれている。本県の情報公開推進委員会は知事の私的諮問機関として臨時的に設置されたもので、今回検討していただいている情報公開推進会議（仮称）は、常設の機関として設置するものと認識している。

瀧上議長 推進会議と審査会との在り方について、検討を行っている都県市はないという説明は、両方設置している都県市に関しての説明か。千葉県のように審査会しかなく、推進会議を作ろうとしているところはあるのか。

事務局 両方の機関を設置しているところに対し、両機関の在り方について検討しているのか調べたものである。

瀧上議長 東京都が審査会とは別に運営審議会を設置した理由、背景は分かるのか。

事務局 報告した以外は把握していないが、公開条例を改正する際に運営審議会を立ち上げたようである。

諮問事項第2「その他制度改善に関する事項について」

瀧上議長 推進委員会で提言された事項の内、議論されなかったものや、審査会の委員として、実際に異議申立て案件の審査業務を通じての問題意識等を含めて議論をしてもらいたい。また、審査会の答申の中で附言として付したことも紹介してほしい。

第6回審議用資料により「文書管理」、「情報化の推進」、「情報提供の推進」について事務局から説明した。

【意見等要旨】

瀧上議長 情報公開制度が機能するためには、行政文書が適正に管理されなければならない。文書管理と情報公開制度は車の両輪であり、文書管理が的確に行われているのかなどについて問題提起があれば願います。

【意見等要旨】

大友委員 文書管理の面で問題点としていくつか指摘したい。

- ・ 文書管理電算システムが知事部局本庁と教育庁本庁に限られているが、県の全部の機関に広げることにはできないのか。
- ・ 保存期限が経過した文書は廃棄されるが、この際、廃棄の記録は残しているのか。
- ・ 行政文書の内容に応じて保存期間が定められているが、担当課において保存期間の運用が適正に行われているかチェックする必要がある

のではないか。

- ・ 文書目録は、文書の件名のみを記載した紙による保存であるが、デジタル化による保存システムにはなっていないのか。
- ・ 文書目録の作成範囲が決裁、供覧文書に限定されているようであるが、行政文書の目録としては不十分である。行政文書全てを対象とした詳細な目録が求められるのではないか。

事務局 文書管理電算システムは、これから逐次整備していきたいが、行政文書目録閲覧システムなどは直ぐにできるかどうかは決まっていない。

目録のデジタル化については、国の電子政府のような形でやりたいが、予算や技術的な問題もある。IT化については進んでいないが、できるところから始めたものである。

廃棄文書の記録については残していない。保存期間のチェックについては、指摘のとおりだと思う。

文書目録の範囲の拡大については、実務的なものを考慮しながら、どの程度実施していけるのか検討しながら進めていきたい。

福武委員 説明資料の4ページによると財務関係だと歳入歳出及び決算に関する文書は長期保存となっている。その他軽易なものは1年ということで、それに該当するということで歳入・歳出決算説明書は1年で廃棄される。予算・決算の説明文書であるから、軽易なものではなく長期に保存するものであると思う。保存期間はどこが定めるのか。

事務局 文書管理規則は政策法務課が所掌している。保存期間を定めるに当たっては、担当課等の意見を聴取しながら定めている。

福武委員 「保存期間の見直しを検討すべきであると思料される」という附言があるが、実際に見直しを検討しているのか。

事務局 歳入・歳出決算説明書を所掌している担当部署において、検討しているところであるが、結論については確認していない。

福武委員 この件に関しては、早く保存期間を改めてもらいたい。

瀧上議長 文書管理の問題は、情報公開の個別審査を迅速・的確に行うために、不可欠な要素である。特に、文書不存在の争いの件数も決して少なくないので、文書管理を的確に行うことは、不服申立てを減らすことにも、情報公開の処理の迅速化のうえでも重要な要素となる。

情報化の推進については、電子県庁の推進等行政事務の電子化が進んできているようだが、その中で情報公開にIT化を取り入れることは、利用者である県民の利便性の向上、行政事務の効率化、ひいては情報公開事務

の迅速化にも貢献するものと考えられるので意見を願います。

佐野委員 行政文書目録をホームページで検索できるようになったものの、検索できる文書が平成13年度、14年度の文書で、かつ、文書管理電算システムに登録されたものに限定されている。もう少し対象を拡大できないのか。また、ファックス、Eメールによる開示請求を認めるべきではないか。

事務局 行政文書目録閲覧システムは、技術的に可能な範囲で本年2月に開始したばかりである。今後、関係機関とも協議のうえ検討していきたい。

Eメール等による開示請求については、もう少し検討しなければならなので、直ぐに対応できるかどうかは明言できない。

瀧上議長 国は、本年3月末からメールによる開示請求ができるようにした。国はできるけど、県はできないというのでは、県民に対して説明ができない。

県民の申請手続きのオンライン化は、電子県庁の目玉になっている。その中でも、開示請求は非常に件数の多い申請の一つでもあるので、実現に向けて検討してもらいたい。

また、情報化という面で、情報公開関係の事案の処理状況は、データベース化されているのか。

事務局 開示請求に対する処理がどのように行われているか確認できるようになっている。

瀧上議長 開示請求に対し、どのような判断をしたかというデータベースになっているのか。

事務局 開示請求に対し、どのような文書が対象となり、どのような決定をしたのか。さらには、決定に対し異議申立てがあったのかどうか分かるようになっている。

瀧上議長 具体的な事案の処理に当たって、そういったデータベースがあっても容易に利用できる形になっているのであれば、事案処理も、統一的な処理という問題を含めて、迅速な処理が可能になると思う。情報化は今の情報公開の案件処理の促進という面で一つのキーワードになる。

3点目の情報提供の推進についてお願いしたい。

横山委員 情報公開制度は、自動的に情報が公表される仕組みではない。利用者が一部の人に限定されているということは、制度自体がまだ知られていないのではないか。もう少し情報公開制度を知らせていく必要がある。

県民にとっては、情報を公表することが情報公開と思っているのではないか。情報公開がされているというイメージは、情報提供がいかにされているかということになる。情報提供を進めていくことによって情報公開が

理解されていく。現在、文書館の行政資料室における閲覧制度があるが、遠くから来て閲覧するのは大変だから、これからはインターネットによる情報提供が大事になってくる。神奈川県ホームページは、情報公開制度と情報提供されているものが一緒に掲載されているからとても分かりやすい。そういう工夫もしてもらいたい。

事務局 行政資料の配架という点では文書館が1箇所であるが、今後、検討課題として地域的な広がりがどこまでできるか検討する必要があると考えている。情報公開制度を県民に周知させることについては、今後、検討していきたい。

瀧上議長 行政が住民に対する説明責任を果たすためには、情報公開、情報提供を充実していくことが必要である。特に、行政情報の電子的提供ということが非常に大きな意味を持ってきており、行政が持っている情報は社会経済活動の有益な情報資源だというような面もあるもので、行政情報の電子的提供を一層推進していく必要がある。

国は、国の機関、内部組織、任務、担当する主要な事務又は事業、所在地、幹部の氏名等を公表し、可能な限り課等の単位までの提供を統一方針としてやっている。国の行政情報の電子的提供に関する基本的考え方も参考にして、情報提供の一層の充実、内容の的確化等について努力して、県政に対する住民の信頼性の向上に一層努めてもらいたい。

第6回審議用資料により「異議申立案件の処理」、「千葉県情報公開審査会答申における附言」について事務局から説明した。

瀧上委員 異議申立案件の審議に際し、実施機関の対応や審査会の附言などについて意見をお願いしたい。

【意見等要旨】

福武委員 新聞に載っていたが、異議申立てから5年半というのが一つと、7年というのがある。異議申立てがあってから諮問するまでだいぶ時間がかかっていたというのが一つで、もう一つは諮問をして1回目は審議したけど、2回目までに随分時間がかかったとある。その当時から審査会の委員は大幅に代わっているので前の話は全然分からないが、審議を開始したのに随分時間がかかっている。このような異議申立てはこれ以外にあるのか。

事務局 審議は行ったが結論に至らないままになっているというのがあると思う。事務局としても、過去の詳しい経緯は今になっては分からないが、異議申立てが沢山ある中でそのようなことになってしまったものと思わ

れる。

- 瀧上議長 それは実際に裁判に関連するので、その結果を待ったということか。
- 事務局 裁判が平行して行われているということではない。
- 福武委員 異議申立ての諮問案件の審議は、古いものから順次やっているのか。
- 事務局 諮問の件数が非常に多い中で、古いものからやっていくのがいいのか、新しい諮問であってもそちらの方から審議していただくのがいいのか、というのは個別の中身によって検討しなくてはいけない部分がある。単に諮問が古いからやっていくということではない。
- 瀧上議長 古いものはさらに古くなるということになるが、そこは緊急性、優先順位というのは、諮問をする際に実施機関の方で判断しているのか。
- 事務局 異議申立てがあった場合に諮問をするのか、諮問しないで認容するのかについては、類似案件、答申先例、事務への影響等を比較検討しているものと思われる。政策法務課としては、実施機関になるべく早い段階で決断してもらい諮問すべきものは諮問をするよう指導している。諮問があったものについては、各委員には1月の審査会で個別の具体的な異議申立書の状況を見ていただいたところであるが、そういった中で、やはり、優先順位をある程度付けざるを得ない。
- 瀧上議長 今回の千葉県最高裁の判決があったときに、決定の見直しを実施機関に働きかけたのか。
- 事務局 行政文書の開示等に関する事務の適正かつ統一的な実施を図るため、各部の主管課に公開主任を定め、公開主任に対し、最高裁判決の内容に沿った形で見直しすべきものは見直しをするよう依頼している。
- 瀧上議長 審議資料では、各実施機関において再決定の事務を進めているとのことであるが、現在、判決を踏まえ見直しをしているということなのか。
- 事務局 既に決定まで至ったもの、また、途中のところもあるが、それぞれのところで事務を進めている。
- 佐野委員 公開主任に見直しを働きかけてそれなりの成果が上がっているということだろうが、再度確認するとか一層の努力をしてほしい。
- 事務局 情報公開推進委員会の時には、13年度末の堆積した異議申立てが約1万件を超えていたが、本年1月末現在では7千件台となり、14年度以降に2千件以上が処理済みとなった。また、最高裁判決や新たな答申が出た段階で、実施機関には処理の促進をお願いしている。
- 佐野委員 1万件が7千件に減ったのは、公開主任を通じた指導結果なのか。
- 事務局 公開主任には、その一つの重要な手段としてお願いしている。また、担

当者から異議申立てを処理すべき担当課に状況の確認も併せて行っている。

また、最高裁の判決があるとそれが信頼されるメルクマールになるから、審査会の事務局として庁内に普及していくことが一つの業務である。

佐野委員 最高裁判決で一つのメルクマールがでるのだから、それに照らしていけば相当処理できる。それを、実施機関に周知徹底した上で、更に実施機関で処理できるものは処理を促進させていけば、堆積しているものが処理できるのではないか。もう少し実施機関に働きかけるべきである。

瀧上議長 最高裁の判決が出たからとか、他がどうしたからとかではなく、実施機関として、県独自で職員一人ひとりが説明責任を負っているという意識を育ててもらいたい。そういう面で情報公開に関する職員の研修とか意識の向上をさせる機会はあるのか。

事務局 担当職員に対して行っている説明会としては、毎年、4月又は5月に、情報公開条例、個人情報保護条例に関する説明会を開催している。場合によっては、所属等からの依頼で制度の説明をしていることもある。

瀧上議長 そういったことを通じて説明責任を果たすべきであるということを一層浸透させていく必要がある。

第6回審議用資料により「条例による請求対象文書の拡大」について事務局から説明した。

瀧上議長 条例施行後の文書を開示請求の対象とし、施行前に作成された文書は申出対応になっている点について、意見があればお願いします。

【意見等要旨】

佐野委員 申出に対しては行政上の処分としてではなく、いわゆるサービスの一環として対応するという事になっており、不開示とされても請求人は異議申立てができないことになる。

瀧上議長 異議申立てもできないし、裁判所に提訴できない。

佐野委員 制度上はそうなるが変えるべきではないか。それと、昭和63年3月以後のものについては、旧条例に基づいて公開、非公開を決めている。特例条例が平成10年に制定されている。平成13年4月以降が現行条例になっている。それ以前のものについては旧条例を適用している。非常に重層的であるので、旧条例時に作成した文書についても現行条例を適用してもよいのではないか。この場合、附則で対応できると思うが、事務局は何か構想を考えているのか。

事務局 特例条例に関しては、それを廃止して一体化すべきというような議論を

していただいている。この問題は議論のなかのひとつであると考えているが、事務局として今の段階で、特に構想はない。

瀧上議長 情報公開法の場合には、いつ作成したかという時点は関係なく、現に行政文書として保有していれば全て対象となる。

千葉県だけではなく、条例制定後に作成された文書というような形でスタートしている条例が多い。過去の文書は情報公開を予定しないで作成している文書なのだからと、何かあまり説明責任を果たしているとは思えない。このような条例施行前の文書の扱いをどうするのか。依然として旧条例の附則のままで申出とするのか。また、従来の場合には、決裁、供覧した文書で、そもそも行政文書との範囲も違う。不開示の範囲も違うし、そういったところをどう調整するのかの問題がある。この際、過去の条例を全部見直すならそういった中で検討をしていけばいいのではないか。

福武委員 年度で区切ったりするというのは、一般的に非常に分かりづらい。実施機関でもそう思っているだろう。そのようなものをいつまでも残すというのは非常におかしい。いずれこの条例を改正するのだから、むしろ、条例の適用範囲に関しては、事務局で案を作って、それを審査会で検討すべきではないか。特例条例もあり複雑なので、一体化し分かりやすいようにした方がよい。

佐野委員 立法的に言えば、附則で従前のものも適用されるよう一文を設ければ済むことでもあろうから、是非そうしてほしい。

事務局 審査会の場でいろいろ議論いただきまとめていただければ、並行しながら検討していきたい。

瀧上議長 他に意見もないようなので、本日の審査会は以上で終了する。
次回は4月23日(金)午前10時から開催する。

会議録署名人
(委員長職務代理者)

会議録署名人